

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

2日には、第2常任委員会を開催し、委員会付託議案について審査を行っていただきました。誠にありがとうございました。

監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 2 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 3 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 4 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 5 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 6 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 7 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 8 同意第 11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 9 同意第 12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 10 同意第 13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第10、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの同意第4号から同意第13号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



◎日程第11 同意第14号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長(藺田靖邦君) 日程第11、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野暉君の退場を求めます。

(11番 中野暉君 退場)

○議長(藺田靖邦君) 本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの同意第14号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、同意第14号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

中野暉君の入場を求めます。

(11番 中野暉君 入場)



◎日程第12 議案第49号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第50号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第51号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第14、議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第15 議案第52号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番、中原緑です。議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

条例の施行日が令和3年4月1日となっています。町民へのお知らせ期間が十分であると考えますか。今後、町民への説明対応を伺います。

2点目ですが、別表第1において、一般用の基本料金及び超過料金も増加しています。その積算根拠をお示してください。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの質疑についてお答えさせていただきます。

まず、初めの1点の関係です。

広報関係につきましては、町民へのお知らせ、これについては町のホームページや広報紙への掲載、また、かわねフォンによる告知、組回覧によるお知らせ、あわせまして納付書送付時、奇数月に納付書を送付いたします。今回でいきますと、1月、3月、5月にチラシを同封するなどの広報を実施していく予定であります。

2つ目の積算根拠の関連でございます。

新旧対照表の7ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、初めに、改正前の料金体系について御説明をさせていただきます。

7ページのほうの現行、一般用でございます。

まず、13mmの口径につきまして、現在の基本料金1,936円となっております。

こちらは、10³mまでの基本料金という形で、単価は1,760円に消費税を掛けた金額が1,936円という形で、ここでは表記をさせていただいております。

また、あわせまして、超過料金、11³mから20³mまでにつき44円というのも、40円の単価に消費税を掛けた形での表記となっております。

同じく、21³m以上につきましても、現行単価でいきますと114円に10%の消費税を掛けた金額で、ここでは表記をしているという状況でございます。

右側の改正につきましてですけれども、新料金の基本料金の金額2,323.2円という金額につきましては、現行の1,760円の単価に20%の料金を加算した額が、新たな今後の基本料金の単価という形になってきます。それに消費税10%を掛けた金額が2,323.2円という表記に

なります。

同様に、超過料金につきましても、11から20㎡までにつきましても、現行の40円に20%、今回改正で上げます20%を上乗せした額が新しい基本単価となります。それに消費税を掛けまして52.8円という表記になります。

同じく、21㎡以上につきましても、同様な形の対応と、すみません、21㎡につきましても、11%を掛けた金額になりますので、現行の114円に11%上げさせていただいた額が126.5円、それに消費税を掛けまして139.1円というような積算となっております。

参考例としまして、例えば口径13mmで30㎡を使用した場合の料金体系でございます。

現行の料金体系でいきますと3,630円が請求金額になります。

今回の新しい改正案で計算した場合には、4,240円という金額になりまして、610円の増額となります。

請求は2か月に1回の請求になりますので、1日当たりにしますと約10円の増額というような形になります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番目の広報の丁寧なお知らせをしてくださるということなのですが、このコロナ禍で、全く行き先が見えない情勢の中で、町は住民生活の基盤であります水道料金を値上げするということを決められたということ、本当に断腸の思いとお察しいたします。

この改定は、人口減少や水道施設の老朽化を見込んだ料金の値上げであり、将来にわたり安心・安全な水道供給を次世代に引き継ぐためなんですということを、丁寧に、また明確に町民の方々にお伝えしていただきたいと心から思います。

本日、この後、今後、議会だより速報版、広報かわねほんちょう、またホームページ、納付書、そしてまた議会だより等でこのことをお伝えしていくわけなのですが、かわねフォンでもお知らせされるということなのですが、ちょっとお願いがありまして、かわねフォンは利用度合いが人によってかなり違うようです。

見るのが、パネルを見るのがばらばらのようなので、ばらばらというのは、見るタイミングですね、見たり見なかったりということなので、何回か重ねて流すことも必要かと思えます。ということで、お願いするということ、お伝えしていただくということ、そしてかわねフォンは何回か流していただきたいということです。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今、御指導いただきましたとおり、広報等につきましては、漏れのないような対応で対応のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 2番目の点ですけれども、基本料金の件なんです、施設設備老朽化の更新費用を見込んで、その財源確保のために料金改定したもののことですが、水道料金の値上げが、人口減少のほかに、節水型の生活様式の定着による給水量の減少だとすれば、そこに大きな矛盾が生じていると思います。

今、家庭では、お風呂の水を洗濯機へ使うのは当たり前ですし、トイレの水も二、三十年前に比べたら1回流す水の量が3分の1、約4割に減っているそうです。まさにエコライフを一生懸命実践しているのにもかかわらず、今の社会環境では実を結べないことが感じられます。

この先10年を見据え、施設規模の見直しや管路更新を含めた費用を賄うためには、約20%の値上げが適当とされたわけのことですが、財政計画シミュレーション上では、料金改定後でも令和3年度から収入は落ち込み、令和4年には収入・支出ともかなり減額が予想されています。積算の上で特別な要因がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今の御質問なんですけれども、12月1日の全員協議会のほうでお示しさせていただいた資料の中でいきますと、例えば20%料金を上げた場合の改定後におけます収支につきましては、マイナスじゃなくてプラスになっていく、多分表示でお示しさせていただいているかと思います。

ですので、現行の料金体系でいったままでいきますと、今後マイナスがどんどん増えていくというというような状況で、多分お示しさせていただいておりますので、今御質問があった料金改定に伴ってもまだマイナスされるというのは、ちょっと理解ができなかった部分で、大変申し訳ございません。

料金体系におきましては、今議員が言われましたように、施設の更新はもちろんですけれども、今の生活の関係、節水型の生活が送られているのも、実際今の関係では多いかと思えます。

そういう中では、やはり、使用量に応じた形での請求をしていくという形になっていく中では、やはり水道料金という収入源のほぼ、約50%近くが、要は水道を使用した使用量に基づいた収入を充てているような状況でございます。

ですので、現行の場合、今後、人口減少も伴います。それからまた、今言われましたように、水道使用量が減ってくるという形になれば、当然料金収入も下がってくるというような状況になる中では、今後の施設整備、また管路の更新等に伴います財源確保のためには、やはり大事である収入源である水道料金の確保のためには、値上げをしていかざるを得ないという状況で、水道運営委員会の中でも十分に検討した中で、今回の値上げに至っている経過でございますので、何とぞ御理解いただければと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について

(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長(藺田靖邦君) 日程第16、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第54号 新町建設計画の変更について

○議長(藺田靖邦君) 日程第17、議案第54号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、新町建設計画の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第55号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長(藺田靖邦君) 日程第18、議案第55号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、静岡県市町総合事務組合格約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、静岡県市町総合事務組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第56号 令和2年度川根本町一般会計補正予算

(第8号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第19、議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第8号)は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第20 議案第57号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第20、議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第58号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第21、議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第59号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第22、議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時10分

○議長(藺田靖邦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長(藺田靖邦君) お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長(藺田靖邦君) 追加日程第1、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第60号です。提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、豪雨災害により大規模崩落等が発生し、通行不能となっている林道千頭嶺線について、令和2年度林道施設災害復旧事業、林道千頭嶺線災害復旧工事(7月梅雨前線豪雨災害)として改良工事を行うものであり、去る11月30日に土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を執行したところであります。

その結果、株式会社柳澤組が落札をし、契約金額7,843万円で工事請負契約を締結をしよ

うとするものであります。

工期につきましては、前回の臨時議会で繰越明許費をお認めいただいたとおり翌年度となりますが、議決の日の翌日から令和3年12月10日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第61号 財産の取得について

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第2、議案第61号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業テレワーク用端末の購入契約の締結について、議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る11月30日に、物品購入に関する入札参加資格を有する県内3業者をもって指名競争入札を執行いたしました。

その結果、株式会社SBS情報システムが落札をし、契約金額1,089万円で物品購入契約を締結をしようとするもので、納期は令和3年3月26日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月18日午前9時に本会議を開会し、一般質問を行います。また、第2常任委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、追加議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前10時15分